

資 料
No. 1
都市整備部

平成23年3月24日

新小岩駅周辺の街づくりについて

1 新小岩駅東北広場及び北口連絡通路について

(1) 新小岩駅東北広場及び北口連絡通路の整備について

新小岩駅東北広場及び北口連絡通路が完成し、平成23年3月5日（土）の午後3時から供用を開始した。

この広場の完成により、新小岩南口駅前広場から発着しているバス3系統（「新小52系統 市川駅行」、「新小52乙系統 亀有駅行」、「新小53系統 亀有駅行」）が、平成23年3月28日（月）の始発便から新小岩駅東北広場から発着する。

また、タクシーについては、平成23年3月5日（土）の午後3時から利用できるようになった。

(2) 新小岩駅東北広場の整備内容について

別紙1「新小岩駅東北広場案内図」参照

(3) 平和橋通りタクシーの違法駐車対策について

①新小岩駅東北広場の整備に伴い、平和橋通りガード下のタクシーの違法駐車を規制するため、葛飾警察署、東京都第五建設事務所、(財)東京タクシーセンター及び葛飾区が協議を行った。

②対応策

- ・場所 平和橋通りの総武線ガード下付近（別紙2「違法駐車対策について」参照）
- ・東京都第五建設事務所が違法駐車場所に案内板を設置し、新たにタクシー乗り場ができたこと、また、当該場所でのタクシーへの利用はできないことをタクシー事業者等に周知する。
- ・東北広場の供用開始後、1か月程度の周知期間を経て、東京都第五建設事務所が違法駐車場所にゼブラ塗装やカラーコーンを設置する。

2 葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（案）の区民意見提出手続の実施結果について

平成22年第4回区議会の都市基盤整備特別委員会において、同基本構想（案）を報告し、平成22年12月から平成23年1月にかけて区民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施し、その結果等について報告するものである。

(1) 区民意見提出手続の実施結果

① 閲覧・意見提出期間

平成22年12月15日（水）から平成23年1月14日（金）まで

② 閲覧場所

区政情報コーナー、街づくり推進課、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（4か所）、図書館（立石図書館、地区図書館を除く6か所）の計18か所での閲覧と区ホームページに掲示

③ 意見総数

区民の意見はなし

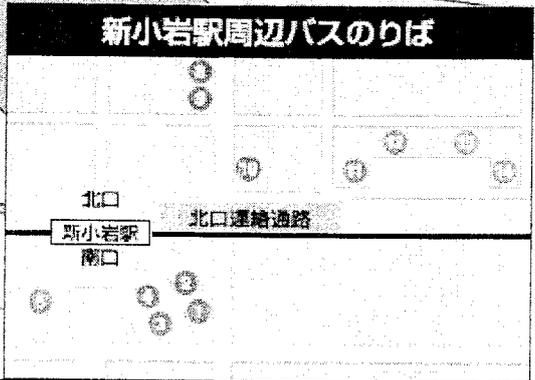
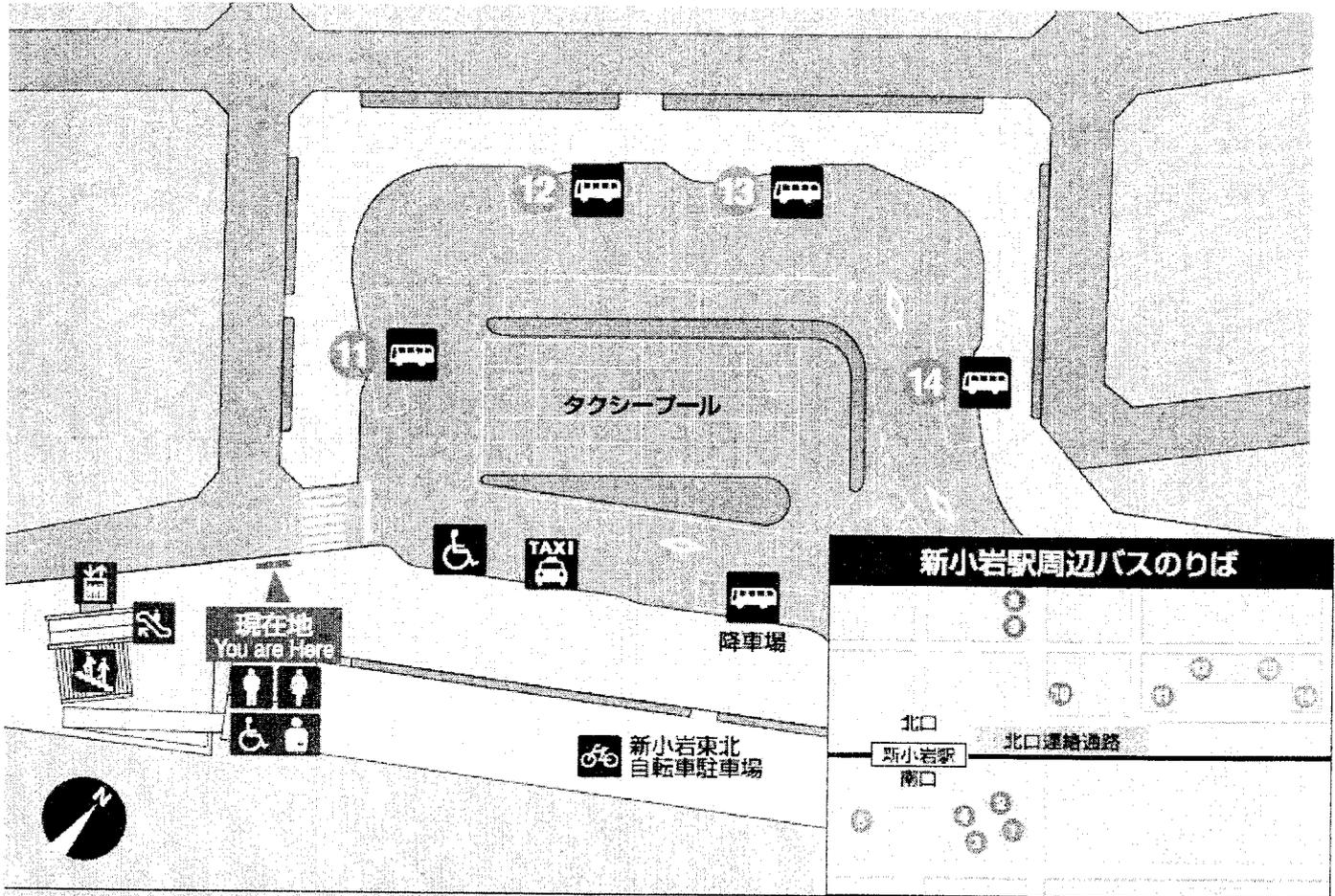
(2) 葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（案）について

別紙3「葛飾区バリアフリー基本構想・葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（案）の概要」参照

(3) 今後の予定

- ・平成23年3月 パブリック・コメント意見の公表
- ・平成23年3月末 葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想策定
- ・平成23年度 バリアフリー特定事業計画の策定

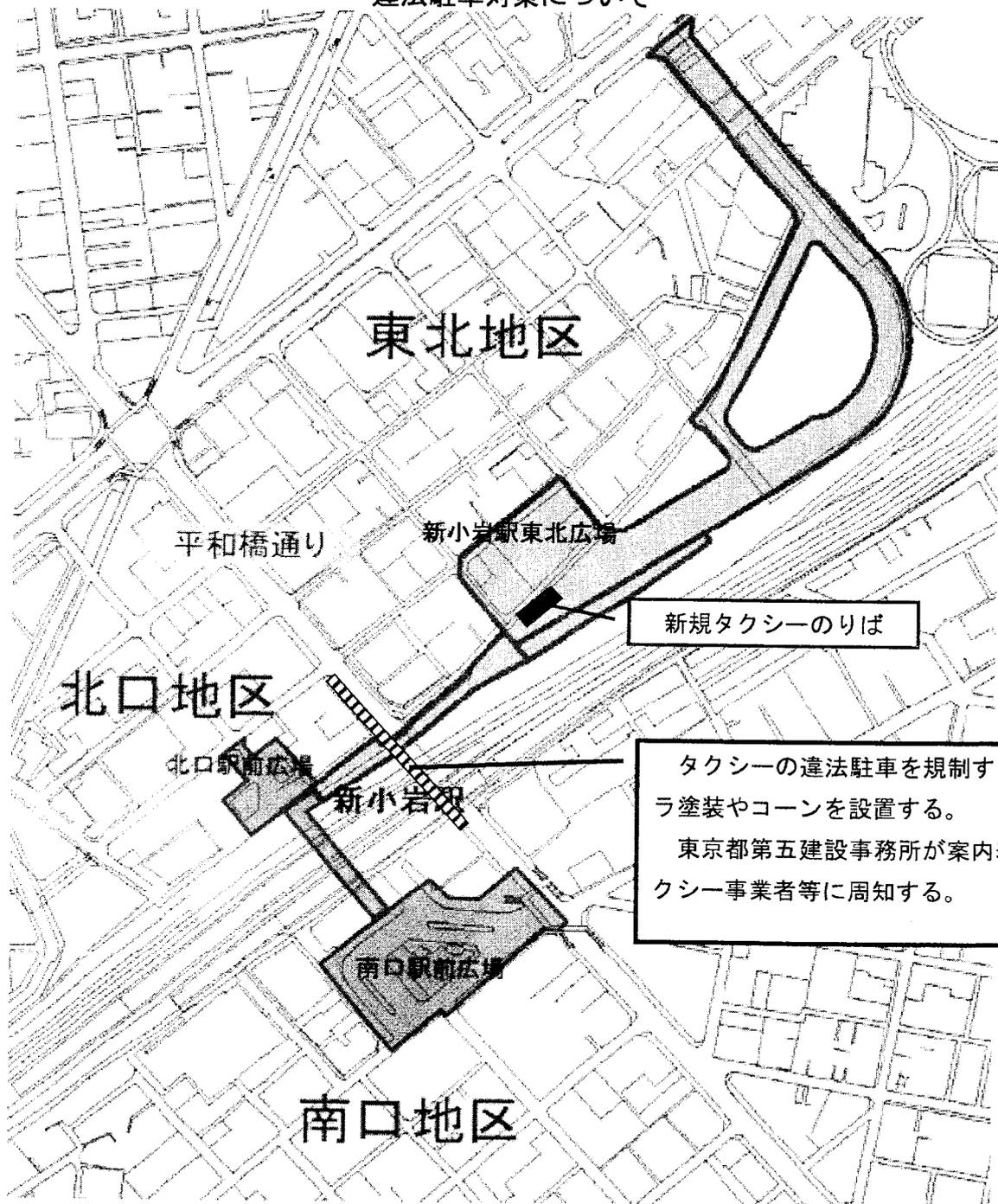
新小岩駅東北広場案内図



■凡例 だれでもトイレ エレベーター エスカレーター 階段 駐輪場 バスのりば タクシーのりば 身障者乗降場

のりば	系統番号	行き	主な経由地	のりば	系統番号	行き	主な経由地		
東北	⑪	新小53	亀有駅	葛飾区役所・青砥駅入口	北	新小51	綾瀬駅	葛飾警察署・堀切菖蒲園駅	
	⑫	新小52	市川駅	四つ木駅・小岩駅北口		⑧	新小58	亀有駅	スポーツセンター・慈恵医大青戸病院
	⑬	新小52乙	亀有駅	四つ木駅・葛飾区役所		新小58	タウンバス車庫	奥戸四丁目・五丁目住宅	
	⑭					南	新小20(都バス)	東新小岩四丁目	巽橋
南	①	新小20	葛西駅	江戸川区役所・一之江駅	新小20(京成タウンバス)		東新小岩三丁目	巽橋	
	②	新小21	西葛西駅	江戸川区役所・船堀駅	⑨		新小29甲・29乙	東新小岩四丁目	巽橋
	③	新小71	瑞江駅	菅原橋・鹿骨・篠崎駅・東部区民館	新小30		東新小岩四丁目	巽橋	
		新小71	江戸川スポーツランド	菅原橋・鹿骨・篠崎駅	⑩		新小20(都・京成タウンバス)	一之江駅	鹿本中学校・大杉第二小学校
	④				新小29甲	葛西駅	菅原橋・一之江駅		
南	⑤	新小51	綾瀬駅	葛飾警察署・堀切菖蒲園駅	新小29乙	春江町終点	菅原橋・一之江駅		
					新小30	東京臨海病院	一之江駅・葛西駅		

違法駐車対策について



タクシーの違法駐車を規制するため、ゼブラ塗装やコーンを設置する。
東京都第五建設事務所が案内表示によりタクシー事業者等に周知する。

葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（案）の概要

1 構想の目的

葛飾区では、平成 12 年に施行された交通バリアフリー法を受け、「葛飾区交通バリアフリー基本構想」を平成 18 年 5 月に策定した。この構想では、金町駅圏と京成立石駅圏を重点整備地区に位置づけ、移動等円滑化基本構想を策定しており、その構想に即してバリアフリー化が進められているところである。

本構想は、平成 18 年 12 月に「バリアフリー新法」が施行されたことを踏まえ、新たな重点整備地区として新小岩駅圏を設定し、移動等円滑化基本構想を策定するとともに、平成 18 年に策定した重点整備地区以外の駅圏のバリアフリー推進方策を見直し、これらを合わせた「葛飾区バリアフリー基本構想」を策定することにより、葛飾区全体のバリアフリー化をより一層推進し、全区的な移動の利便性・安全性の向上を図ることを目的とする。

2 基本理念

バリアフリー新法を背景に、全区的に移動の利便性・安全性を目指して、葛飾区のバリアフリーの基本理念を以下のように設定した。

- 優先的にバリアフリー化を図る必要性が高い地区は「重点整備地区」に指定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する
- 重点整備地区以外の区内全ての駅圏を対象にバリアフリー化を推進し、さらに区全体へと拡げていく
- 施設整備によるバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーに積極的に取り組む

3 新小岩駅圏の移動等円滑化基本構想

(1) バリアフリー化の基本的な方針

- 安心・安全なバリアフリー歩行環境づくり

（一魅力的で身近な広域生活拠点の形成のために）

「魅力的で身近な広域生活拠点の形成」の一環として、駅周辺の安心・安全なバリアフリー歩行環境づくりを行う。具体的には、駅と公共施設、病院、商業施設等を結ぶ通行しやすい歩行空間の連続的な確保、通行を妨げるものがない歩行環境づくりを行う。

- 新小岩駅南北で連続的・一体的なバリアフリー空間を形成

（一駅周辺の一体性・回遊性の向上のために）

計画中の南北自由通路を介して、駅北口・南口で連続的・一体的なバリアフリー空間を形成し、駅を中心とした一体性・回遊性の向上を図る。

- 都市基盤整備事業と一体となった推進

（一速やかなバリアフリー化の誘導のために）

実施中の都市基盤整備事業を視野に入れた構想づくりを行い、事業の実施を通じて、速やかなバリアフリー化の実現を誘導する。

(2) 重点整備地区の範囲

新小岩駅から概ね 500m 圏内で、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化・スポーツ施設、公園等を含む範囲（面積約 57ha）

(3) バリアフリー化のために実施すべき主な事業（特定事業）

- 新小岩駅では、南北自由通路整備に合わせ、車いすに対応したエレベーターを設置し、改札口とホームとの高低差解消を図る。また、視覚障害者誘導用ブロックの改善を図る。
- 平和橋通りや蔵前橋通りでは、視覚障害者誘導用ブロックの改善や、電線類の地中化を推進する。
- 新たに整備する道路、広場、通路等は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に基づき整備する。
- 新小岩公園には、触知案内図まで視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
- 新小岩地区センターでは、だれでもトイレの設備等の改善を図る。
- 平和橋通りや蔵前橋通りの交差点等には、音響式信号機や青時間延長信号機等を設置する。また、音響式信号機を設置する横断歩道にエスコートゾーンを設置する。

4 バリアフリー事業の推進

重点整備地区に指定した新小岩駅圏は、原則として平成 27 年度を目標年次とした事業の実施を目指す。また、特定事業については、特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することが、バリアフリー新法において義務づけられている。このため、平成 23 年度に特定事業計画作成のための協議会を設置し、関係事業者間の協議・調整を行いつつ特定事業計画を作成し、事業化を推進する予定である。